

桑名都市計画高度利用地区の変更（桑名市決定）

都市計画高度利用地区を次のように変更する。

種類	面積	建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の最高限度	建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の最低限度	建築物の建築面積の敷地面積に対する割合の最高限度	建築物の建築面積の最低限度	備考
高度利用地区	約 4.0ha	60/10 以下	20/10 以上	8/10 以下	250 m ²	(特例) 1 建築物の建蔽率の最高限度は、建築基準法第 53 条第 3 項各号のいずれかに該当する建築物にあつては 10 分の 1 を、同項各号のいずれにも該当する建築物にあつては 10 分の 2 を加えた数値とする。 2 建築物の建蔽率の最高限度は、建築基準法第 53 条第 6 項各号のいずれかに該当する建築物については適用しない。
合計	約 4.0ha					

「位置及び区域は計画図表示のとおり」

理由

平成 30 年法律第 67 号にて、建築基準法の一部改正により準防火地域内の耐火建築物及び準耐火建築物に係る建蔽率の緩和が定められたため、本市における高度利用地区内においても当地区周辺の準防火地域内と同様に取り扱うため、緩和の特例を変更する。